

制度情報—2026年1月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

商事調停条例

(発令元) 国務院
(法令番号) 国務院令第 827 号
(公布日) 2026 年 1 月 6 日
(施行日) 2026 年 5 月 1 日

1. 主なポイント

- (1) 商事調停活動とは、商事調停組織の主宰の下、当事者が自発的かつ友好的に協議し、貿易、投資、金融、運輸、不動産、建設工事、知的財産権等分野の商事紛争を解決する活動をいう。婚姻・家庭、相続、監護、労働人事、消費者権益紛争等は商事調停の対象外。(第 2 条)
- (2) 商事調停組織は各地司法行政部門の審査・登記を必須とし、登記を経ない商事調停は違法で行政処罰対象となる。(第 9, 28 条)
- (3) 自発、合法、信義誠実、秘密保持の原則に従うことを明確化。(第 14 条)
- (4) 商事調停合意は法的拘束力を持つことを規定。当事者は民事訴訟法の規定に基づく商事調停合意の司法確認申立てが可能。(第 22, 23 条)
- (5) 中国政府は商事調停組織の海外での業務機構設立や商事調停活動を支持し、海外の商事調停組織による自由貿易試験区・海南自由貿易港等に業務機構の設立、国際的商事調停活動の許可を検討する。(第 24 条)

2. 今後の留意点

商事調停制度はより柔軟な紛争解決に資するが、本質的には法令に基づく法的活動であるため、調停での優位性確保には法務面の十分な準備が不可欠となる。
(全文計 33 条)

中華人民共和國藥品管理法實施條例

(発令元) 国務院
(法令番号) 国務院令第 828 号
(公布日) 2026 年 1 月 27 日
(施行日) 2026 年 5 月 15 日

1. 主なポイント

- (1) 創薬への支援を強化し、新薬の市場投入を加速（薬品の発売審査期間を短縮）。より長い独占販売期間を認めた（小児用医薬品は最大2年、希少疾病用医薬品は最大7年）。（第3, 15, 21条）
- (2) 海外試験データの相互承認ルールを整備。海外の研究データは、関連規定に合致する場合、医薬品登録申請に使用可能。（第10条）
- (3) 医薬品市販承認取得者（MAH）が提出した独自取得した未開示試験データ、その他データの保護を強化。（第22条）
- (4) MAHへの監督管理を強化。MAHの責任義務を加重し、医薬品承認文書だけを有し他社に生産委託する場合でも、自社の品質管理及び医薬品安全性監視システムの構築、医薬品全ライフサイクル（研究開発、生産等）の総括的責任を負う。（第23-26条）
- (5) 漢方薬の開発を奨励すると同時に、その規制を強化。漢方生薬・顆粒製剤加工処理は委託ではなく自社で行わなければならない。（第3, 13, 39, 40条）
- (6) プロセスが複雑な創薬（細胞治療、ADC薬等）は、複数企業での生産分割委託を認める。（第32, 33条）
- (7) 医薬品ネット販売プラットフォームの責任及びネット販売薬局の監督管理を強化。（第45条）

2. 今後の留意点

本改正は医薬品製造・販売等関連業界への影響が大きく、政府は今後一層厳格な医薬品安全ガバナンス体制を構築するため、関連企業は改正の背景と要点を把握し、施行前に内部制度やプロセスをコンプライアンス調整し、長期発展に備える必要がある。（全文計89条）

市場監督管理苦情通報処理弁法

（発令元）国家市場監督管理総局

（法令番号）国家市場監督管理総局令第121号

（公布日）2026年1月10日

（施行日）2026年4月15日

1. 主なポイント

- (1) 苦情と通報の定義を明確化し、苦情と通報の処理を区別。苦情とは、消費者が購入した商品に問題があり、返金・交換又は賠償を求め市場監督管理部門に調停を申立てることをいう。通報とは、事業者の違法行為（偽薬、虚偽広告等）を発見した人が監督部門に調査・処罰の手がかりを提供することを指し、通報者が直接消費者とは限らない。（第3条）
- (2) 苦情申立の実名制を義務付け、本名・電話番号・住所の提供が必須で、偽名や他

者情報は不可、代理人申立は委任状を必要とし、悪意ある虚偽申立てを防止。

(第 10, 11 条)

(3) ネットショップやオンラインプラットフォームへの苦情の管轄規則を明確化。

(第 13, 14 条)

(4) 市場監督管理部門が苦情を受付けない 7 事例を詳細に列挙。企業はこれら事例を申告情報と照合し監督部門と交渉することができる。(第 16, 17 条)

(5) 通報者の通報ハードルを高め、違法を訴えるだけでなく、具体的手がかりと基本的証拠の提供が必要となる。(第 28 条)

(6) 悪意ある賠償請求に対する処罰を強化。規定事由(製造日改ざん、検査報告書偽造、脅しを伴う苦情)が認められる場合、調停が不可となると同時に、苦情申立人又は通報者を公安機関に移送する可能性がある。(第 42 条)

2. 今後の留意点

関連販売、小売企業は本改正の要点を遅滞なく正しく理解した上でプロクレーム又は悪意ある苦情に適切に対応し、自社の合法権益を守ることができるが、問題解決には事実確認や法令及び政府当局との交渉も関わるため、一定の複雑性と難易度があり、逆効果にならないよう慎重に対処しなければならない。(全文計 46 条)

経営主体登記文書規範の印刷・公布及び 提出資料規範(2026年版)に関する通知

(発令元) 国家市場監督管理総局

(法令番号) 国市監注発[2026]5号

(公布日) 2026年1月12日

(施行日) 2026年5月1日

1. 主なポイント

(1) 新会社法との整合を図り、株主払込期限情報の収集を追加。株主が期限通り払込まなかった場合の除名(失権)及び会社の赤字による減資等における登記業務資料を補充。(第1条第1項)

(2) 実名認証審査を厳格化し、名義貸しによる登録・変更登記を防止。全申請者(法定代表者、株主、代理人を含む)の実名確認、専用確認書への署名を必須とした。(第1条第2項)

(3) 企業所在地の他地域への移転は、新所在地の市場監督管理局に直接申請が可能。新所在地の監督局での書類送付ができ、二重手続きが不要となった。(第1条第3項)

(4) 全過程でオンライン変更(届出)登記を行う企業は、政府当局プラットフォームシステムで登記文書を自動生成でき、手書き記入は不要。電子署名等の技術活用を強化。(第1条第5項)

2. 今後の留意点

本通知は企業や個人事業主の工商手続（登録、変更、移転、廃止等の登記）、特に実名認証と電子署名に大きく影響するが、各省・市によって本人確認アプリ認証や海外電子署名プラットフォーム上の署名有効性が異なるため、株主・董事・監事・高級管理職である外国籍者は、スケジュール遅延を避けるためにも現地政府部門への事前確認を推奨する。（全文計3条）

増値税法施行後の増値税優遇政策関連事項に関する公告

（発令元） 財政部・国家税務総局

（法令番号） 財政部税務総局公告 2026 年第 10 号

（公布日） 2026 年 1 月 30 日

（施行日） 2026 年 1 月 1 日

1. 主なポイント

- (1) 2026 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日まで、小規模納税者の月次・四半期ごとの免税基準には変更はないが、都度課税（例：不定期販売）の場合、1 回千元未満は免税となる。但し当該免税基準の継続可否は不透明。（第 1 条）
- (2) 長期免税と段階免税（2027 年 12 月 31 日まで）の 2 種類に分類し、具体的免税項目を詳細に列挙。例えば、企業グループやグループ傘下会社間の一括返済業務の利息収入、金融同業機関間の特定業務の往来利息収入は段階的免税項目、医療機関の医療サービス提供、学校の学歴教育提供などは長期免税項目となる。（第 2 条）
- (3) 従来 of 簡易課税制度を継続（一般納税者も選択適用可能）。徴収税率 3% を大多数の小規模納税者に継続適用し、2026・2027 年に減額後は 1% で徴収（不動産・土地譲渡等を除く）。（第 3 条）
- (4) 差額課税政策（税込売上高から特定項目控除後の課税を認める制度）を明確化。即時還付政策の継続実施及び具体的な適用項目を規定。（第 4, 5 条）

2. 今後の留意点

本公告は 2026 年 1 月 1 日施行の新『増値税法』に沿って、従来分かれていた増値税優遇政策を統一し、現行優遇政策の長期継続、段階保留（2027 年末まで）、廃止を明確化した。政策適用の際は、所轄税務機関との協議や専門機関への確認により、優遇享受と共に税務リスクを低減することができる。

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

2021年9月、W氏は研究開発エンジニアとして北京A社と労働契約を結び、競業制限義務を約定した。2023年11月に労働関係を解除後、A社は『離職競業制限義務履行通知書』を発行し、競業制限期間中、W氏に月次フィードバック表、労働契約書、社会保険と積立金及び個人所得税納付証明書、社員証を身に着けた写真に加え、毎月少なくとも2回の位置情報提出を求め、報告履行義務を負わせた。また報告義務を履行せず催告を経て是正しない場合、事実上「競業制限義務違反」とみなすとした。

その後、W氏が上述資料を要求通り提供しなかったことにより、A社はW氏の違約を理由に仲裁を提起し、W氏に競業制限違約金の支払いと既に支払った競業制限補償金の返還、及び競業制限義務の継続履行を要求した。

2. 紛争の焦点

A社が一方的に設定した競業制限報告義務をW氏が履行しないことは、競業制限違反となり、違約金支払責任が発生するか。

3. 弁護士分析

(1) 競業制限の核心は、特定の範囲における競合業務への従事防止にある。企業による監督目的としての報告義務要求は、合理的必要性の原則に従わなければならない。

本件において、A社が要求する報告内容は合理的範囲を超えている。労働契約書、社会保険及び個人税納付証明等の資料提出はW氏の就業状況監督を目的とするが、社員証を身に着けた写真や位置情報提出の強制的要求は、競業制限との関連性が薄く、情報やプライバシー、再就職の自由を侵害し、個人情報保護法の最小必要性原則に反する。

(2) A社が過度な報告義務を負わせ、その不履行を競業制限義務違反として違約金を主張する行為は、付随義務と競業制限の核心を混同しており、適用範囲が過大である。『労働契約法』では、競業制限違約金適用は労働者が競業に従事した場合に限定され、報告義務等の事項には適用外であるため、W氏は競業制限の中核的義務には違反しておらず、報告義務不履行を根拠とするA社の不合理な違約金請求は法的根拠を欠くもので、権利義務の対等原則にも反する。

4. 事件の裁判結果

仲裁委員会はA社の仲裁申立を全て棄却。

5. 今後の留意点

競業制限の核心的価値は、企業の商業秘密保護と労働者の就業権のバランスを図り、不正競争を防止することにある。不適切な競業制限は商業秘密保護に役立たないばかり

りか、企業コストを増す要因となる。以下に参考となる実務テクニックを挙げる。

- (1) 会社の秘密事項に関わらない一般従業員との競業制限契約は、コストが増すだけでなく、裁判所から正当性に欠けると判断され、制限が無効となる恐れがある。
- (2) 制限設定には法令遵守（従業員退職日から起算し最長 2 年以内）と共に、範囲、地域、違約金の合理性が求められ、監督は最小必要性原則に従う必要がある。
- (3) 従業員に競業制限義務の履行を求める場合、競業制限に対する経済補償を支払う。3 カ月を超えて支払わない場合、従業員による競業制限解除リスクが生じる。